

変更理由書

1 都市計画道路の概要

茅野都市計画道路は、茅野市の骨格を形成し、円滑な都市交通を確保するため、昭和 33 年に 12 路線が都市計画決定され、その後、人口増加に伴う交通需要の増加や都市構造の変化等に対応するため、昭和 47 年以降に新たな都市計画道路の決定や変更を経て、令和 5 年 3 月末時点で 21 路線（幹線街路 18 路線、特殊街路 3 路線）が決定されている。

2 都市計画変更の必要性

今回変更する 3・4・4 号観音通線は、茅野駅東口交差点を起点とし、3・6・18 号玉川線（市道 1 級 4 線）との交差を経て、3・4・3 号山ノ手線（国道 152 号）との交点を終点とする延長約 1,870m の幹線街路である。

本路線は、主に 3・4・3 号山ノ手線（国道 152 号）や 3・5・12 号八束張通線（市道 1 級 3 号線）と併せて、茅野駅の東側に広がる市街地の交通を適切に処理し、都市生活者の利便性向上並びに良好な都市環境を確保するため昭和 33 年に都市計画決定され、昭和 35 年には都市計画事業認可を受けて、茅野駅東口交差点から市役所東交差点の間約 870m において幅員 16m で整備を進め、昭和 43 年に本区間の整備を完了したところである。

その後、本路線の未整備区間（今回変更区間）の整備方針について検討するため、平成 25 年に「本町まちづくり委員会」を発足した。

以降、本委員会と長野県及び茅野市が共同で勉強会等を開催し、整備方針について検討を重ねた結果、平成 29 年 10 月 20 日の本町区臨時総会において、安全で円滑な都市交通の確保や地域コミュニティの保全、歴史ある街道の賑わい再生等を図るため、未整備区間の都市計画道路を一般県道茅野停車場八子ヶ峰公園線に振り替えた上で、本町区内の道路整備と街並み整備を併せて実施する整備方針を決定した。

3 都市計画変更の妥当性

本整備方針の決定を受け、都市計画決定権者である長野県としても、茅野都市計画区域の円滑な都市活動を支え、生活者の利便性向上や良好な都市環境を確保するため、都市計画変更は妥当と考え、今回 3・4・4 号観音通線の位置及び区域を変更するものである。

なお、3・6・18 号玉川線から 3・4・3 号山ノ手線の間未整備区間約 350m については、3・6・18 号玉川線の整備完了に伴い、代替機能が確保されたことから、本区間を削除するものである。

4 都市計画道路の構造

延長（変更後）：約 1,600m

道路種級区分：第 4 種第 2 級

計画交通量：8,100 台／日（R12 推計）

設計速度：40 km/h

道路の種別：幹線街路

車線数：2 車線

幅員：16m